

高知大学地域連携推進センター規則

平成26年3月26日
規則第93号

最終改正 平成30年4月25日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知大学地域連携推進センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、高知大学における教育研究の進展に寄与し、高知大学の有する人的資源、知的資産、施設を活用して、地域との緊密な連携を推進することにより、地域における人材の育成、地域イノベーションの創出、科学の発展、技術開発及び産業の活性化に貢献するとともに、地域の振興と地域社会の健全な維持・発展に資することを目的とする。また、地域の大学として、地方自治体と高知大学が官学一体となり地域の課題解決を進め、地域の課題を組織的かつ機動的に解決するための域学連携教育研究体制の強化に貢献することを目的とする。

(分室)

第3条 岡豊キャンパス及び物部キャンパスに、それぞれ岡豊分室及び物部分室を置く。

(組織)

第4条 センターに、運営戦略室、域学連携推進部門、産学官民連携推進部門、知的財産部門及び地方創生推進部門を置く。

- 2 運営戦略室に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 域学連携推進部門に、高知大学インサイド・コミュニティ・システム事業を実施するための高知市地域、嶺北地域、物部川地域、安芸地域、仁淀川地域、高幡地域及び幡多地域サテライトオフィス（以下「KICSサテライトオフィス」という。）を置く。
- 4 域学連携推進部門は、専任担当教員又は兼務教員で組織する。
- 5 産学官民連携推進部門は、専任担当教員又は兼務教員で組織する。
- 6 知的財産部門は、専任担当教員又は兼務教員で組織する。
- 7 地方創生推進部門は、専任担当教員又は兼務教員で組織する。
- 8 KICSサテライトオフィスは、高知大学地域連携推進センター地域コーディネーター（以下「UBC」という。）で組織する。

(業務)

第5条 センターは、役員会の意を受け、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 域学連携推進部門

- ア 地域との連携に係る企画立案及び推進に関すること。
- イ 地域のニーズに応じた地域貢献に関すること。
- ウ 地域の人材育成に関すること。
- エ 高知大学インサイド・コミュニティ・システム事業における地域連携・再生に関すること。
- オ 高知大学インサイド・コミュニティ・システム事業における地域を志向した教育の推進に関すること。
- カ 高知大学インサイド・コミュニティ・システム事業における地域を志向した研究の推進に関すること。
- キ 地域に係る学術研究調査の実施に関すること。
- ク 地域の諸活動に対する専門的支援に関すること。
- ケ 地域における社会人教育・生涯教育に係る調査・研究に関すること。
- コ 公開講座開設及び大学教育開放事業の実施に関すること。
- サ 生涯学習に係る資料の収集、情報の提供及び相談に関すること。
- シ その他域学連携推進に関すること。

(2) 産学官民連携推進部門

- ア 地域イノベーションの創出に係る企画立案及び推進に関すること。
- イ 企業、研究機関等との共同研究及び受託研究の受入れに関すること。
- ウ 企業、研究機関に対する学術情報の提供に関すること。
- エ 学内及び他大学との共同研究及び連携に関すること。
- オ 企業、研究機関等からの科学・技術相談に関すること。
- カ 企業、研究機関等の技術者に対する技術教育及び研修に関すること。
- キ その他産学官民連携推進に関すること。

(3) 知的財産部門

- ア 知的財産に係る施策の策定に関すること。
- イ 知的財産に係る教育活動及び啓発活動の企画立案・実施に関すること。
- ウ 知的財産に係る情報収集及び広報に関すること。
- エ 知的財産の相談に関すること。

- オ 特許等の調査に関する事。
- カ 特許等の出願、権利化、維持に関する事。
- キ 知的財産の各種契約に関する事。
- ク 知的財産の法務・紛争（訴訟を含む。）に関する事。
- ケ 知的財産の活用に関する事。
- コ 研究成果の技術移転に関する事。
- サ 四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業に係る申合せ第1に規定する「四国産学官連携イノベーション共同推進事業の実施」事業の業務に関する事。
- シ その他知的財産に関する事。

(4) 地方創生推進部門

- ア まち・ひと・しごと創生高知イノベーションシステム事業における事業協働地域の連携強化及び事業全体のコーディネートに関する事。
- イ まち・ひと・しごと創生高知イノベーションシステム事業における事業全体の進捗管理に関する事。
- ウ まち・ひと・しごと創生高知イノベーションシステム事業における雇用創出プログラムの開発及び遂行に関する事。
- エ まち・ひと・しごと創生高知イノベーションシステム事業における教育プログラムの開発及び遂行に関する事。
- オ その他地方創生に係る事業の推進に関する事。

(5) K I C S サテライトオフィス

- ア 高知大学インサイド・コミュニティ・システム事業における地域課題の解決に関する事。

(職員)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 分室長
- (3) 専任担当教員
- (4) U B C
- (5) 兼務教員
- (6) その他必要な職員

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上

で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第7条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(分室長)

第8条 分室長は、センター長の下に各キャンパスの業務を掌理する。

- 2 分室長は、センター長の推薦により、学長が任命する。

(副センター長)

第9条 センターには、必要に応じて副センター長を置くことができる。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(部門長)

第10条 センターの各部門に、部門長を置く。

- 2 部門長は、センター長の職務を助け、部門の業務を統括する。
- 3 部門長は、部門所属の教員からセンター長が指名する。

(専任担当教員及び兼務教員)

第11条 専任担当教員及び兼務教員は、所属する部門長の職務を助け、センターの業務を処理する。

第12条 削除

(U B C)

第13条 U B Cは、K I C Sサテライトオフィスの業務を処理する。

- 2 U B Cは、国際・地域連携推進機構会議の議を経て、学長が指名し任命する。

(自治体研修職員)

第13条の2 センターに、必要に応じて自治体から受け入れる研修職員（以下「自治体研修職員」という。）を置くことができる。

- 2 自治体研修職員は、センターの業務を処理する。
- 3 自治体研修職員の受け入れについては、高知大学地域連携推進センター運営戦略室会議の議を経て、学長が決定する。
- 4 自治体研修職員は、高知大学地域連携推進センター運営戦略室会議の議を経て、センター長が推薦し、学長が任命する。
- 5 自治体研修職員に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事務)

第14条 センターの事務は、研究国際部地域連携課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月26日規則第34号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日規則第129号）

この規則は、平成28年3月9日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

附 則（平成30年4月25日規則第11号）

この規則は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。